

公益財団法人のべおか文化事業団役員等の報酬に関する規程

昭和60年9月1日
規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人のべおか文化事業団の評議員、理事及び監事、附属組織の委員(以下「役員等」という。)の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬額)

第2条 役員等が業務のため出勤した場合には、下記の報酬を支給する。ただし、常務理事、地方公共団体の特別職及び一般職にある者については支給しない。

評議員	日額	6,300円
理事長	月額	100,000円
その他の理事	日額	6,300円
監事	日額	6,300円
附属組織の委員	日額	6,300円

(支給方法)

第3条 報酬は、原則として現金で支給するものとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬に関し必要な事項は、評議員会が別に定める。

附則

- この規程は、制定の日から施行する。
- この改正は、昭和61年4月1日から施行する。
- この改正は、平成6年5月19日から施行する。
- この改正は、平成13年1月25日から施行する。

附則(平成23年5月26日規程第5号)

(施行期日等)

この規則は、公益財団法人設立登記の日から施行する。

附則(平成23年8月19日規程第6号)

(施行期日等)

この規則は、公益財団法人設立登記の日から施行する。

附則(平成23年11月10日規程第7号)

(施行期日等)

役員等の報酬に関する規程

この規則は、公益財団法人設立登記の日から施行する。

附 則(平成 30 年3月 26 日規程第 8 号)

(施行期日等)

この規程は、平成 30 年4月1日から施行する。

附 則(令和 4 年 5 月 30 日規程第 9 号)

(施行期日等)

この規程は、令和 4 年 6 月1日から施行する。

※第 1 条 (附属組織の委員を追加) 、第 2 条 (理事長の月額を変更、附属組織の委員を追加)